

Q 半日年休の場合の育児時間は

A

育児時間について、これをいつ与えるかについては当事者間の決定に委ねられており、また、この時間の賃金について有給とするか無給とするかについては、自由であるとされています（昭33. 6.25 基収. 4317）。

休憩時間のほかに育児時間を請求し得ることにしたのは、「普通の休憩時間を哺育時間に充当し得るとすると、乳児をもつ女性労働者は、実際上は休憩時間に哺乳し、さらに食事等を行わなければならない、到底休憩時間としての意味をなさない結果になることに留意したものである」とされています（厚生労働省労働基準局編『改訂新版労働基準法』）。

つまり、育児時間は、休憩時間と哺育時間とが重なり、その結果、女性労働者が心身の疲労を回復させる」という休憩時間の目的を達し得なくなることを避け、休憩時間とは別に育児のための時間を確保することで、当該女性労働者の負担の軽減を図ることを目的としているものと考えられます。

短時間就労の場合の育児時間について、解釈例規においては、「法第67条は、1日の労働時間を8時間とする通常の勤務態様を予想し、その間に1日2回の育児時間の附与を義務づけるものであって、設問のごとく、1日の労働時間が4時間以内であるような場合には、1日1回の育児時間の附与をもって足りる法意と解する」（昭36. 1. 9 基収8996）とされています。

半日年休を取得し、その結果、その日の労働時間は4時間となれば1日1回30分の育児時間を与えればよいということになります。

なお、育児時間は、始業もしくは終業時刻に近接させて1時間として付与することも1日2回各30分の取得を制限しない限り可能です。